

平成 24 年 11 月 吉日

お客様各位

魚沼の
塩沢信用組合

《お知らせ》

金融円滑化法の期限到来後の対応について

当塩沢信用組合では、25年3月末に中小企業金融円滑化法の期限到来を迎えますが、取引先に対する融資の取組や方針がなんら変わるものではありません。

円滑化法の廃止が不良債権の増加を引き起こすとの思惑は、誤解であり、期限到来後もこれまでと何ら変わることの無い、融資のお取引に努めますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

以上